神戸市地域エネルギー電力供給事業　入札説明書

令和８年 11 月 17 日公告に係る「神戸市地域エネルギー電力供給事業」の入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。なお、入札説明書等とは、この入札説明書と次の（1）から（23）の書類全てを指す。

(1)　余剰電力売却仕様書
(2)　電力需給業務仕様書
(3)　委託契約約款
(4)　（別紙１）月別余剰電力送電計画（令和９年度）
(5)　（別紙２）発電設備概要
(6)　（別紙３）需給対象施設一覧（環境局）
(7)　（別紙４）需給対象施設一覧（水道局）
(8)　（別紙５）需給設備の概要（環境局）
(9)　（別紙６）需給設備の概要（水道局）
(10)　（別紙７）電力使用計画（令和９年度）（環境局）
(11)　（別紙８）電力使用計画（令和９年度）（水道局）
(12)　（様式１）入札参加申込兼資格審査申請書
(13)　（様式２）委任状
(14)　（様式３）神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書
(15)　（様式４）共同企業体結成届出
(16)　（様式５）入札辞退届
(17)　（様式６）質問書
(18)　（様式７）提案書
(19)　（様式８）入札書及び内訳書
(20)　落札者決定基準
(21)　（参考１）送電実績 30 分値（令和７年度）
(22)　（参考２）環境局受電実績 30 分値（令和７年度）
(23)　（参考３）水道局受電実績 30 分値（令和７年度）

１　事業の概要

(1)　事業の名称

神戸市地域エネルギー電力供給事業

(2)　事業の目的

神戸市環境局西クリーンセンター及び神戸市環境局東部環境センターで発電した余剰電力について、一般送配電事業者の送配電ネットワークを介して神戸市環境局所管の施設 22 箇所及び神戸市水道局所管の施設 45 箇所に供給することで、電力の地産地消を実現するとともに、ＣＯ２排出量の削減と電気料金の低減を目的とする事業である。

(3)　業務内容と履行場所

「余剰電力売却仕様書」及び「電力需給業務仕様書」のとおり

(4)　履行期間

契約締結日から令和12年３月31日まで

(5)　予定数量

西クリーンセンターほか１施設で発生する余剰電力（売却）

予定余剰電力量　178,500,000 kWh（３年間）

環境局22施設、水道局45施設で使用する電力（調達）

予定使用電力量　252,941,858 kWh（３年間）

(6)　入札方式

紙による入札とする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２第１項及び第２項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行う。総合評価は、技術点（提案内容、自己託送計画等の評価）と価格点（予定購入総額から予定売却総額を減算した入札金額の評価）の合計によるものとする。

(7)　特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市環境局施設課　（電話番号　078-595-6164）

神戸市中央区磯上通７丁目１番５号　三宮プラザEAST２階(郵便番号　651-0086)

E-mail：power_generation@city.kobe.lg.jp

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。なお、複数の事業者により構成される共同企業体が入札に参加する場合は、その構成員すべてが次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないものであること。

(2)　令和８・９年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

なお、上記資格を有しない者も、当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができるが、当該入札に参加するためには、落札者の決定日までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければならないものとする。

(3)　入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から 落札者の決定日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成６年６月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4)　経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(5)　公告の日から落札者の決定日までの間に、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(6)　電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者の登録申請が完了している者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第２条第１項の規定に基づき電気事業法第２条の２の登録を受けたものとみなされる者。ただし、電気事業法第２条第１項第３号に規定する

小売電気事業者の登録申請が完了している者は、入札書提出期限までに電気事業法第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者の登録を受けること

(7)　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第４項の規定に基づき公告日の属する年度の前年度の４月１日から落札者の決定日までの間に同法第 31 条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと

(8)　国税及び地方税を滞納していない者であること。

3　入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２に定める総合評価一般競争入札により行う。

なお、本事業は WTO 政府調達協定（平成６年４月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成７年条約第 23 号)、以下「WTO 協定」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成７年政令第 372 号）が適用される。

4　総合評価に関する事項

(1)　入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）

別添「落札者決定基準」に従い評価するものとする。

(2)　技術等に対する得点（以下「技術点」という。）

別添「落札者決定基準」に従い評価するものとする。

(3)　総合評価に対する得点（以下「総合評価点数」という。）

入札者の価格点と技術点を合計した値とする。

5　入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1)　交付期間

令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 12 月４日（金）（神戸市の休日を定める条例（平成３年３月条例第 28 号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）。

(2)　交付場所及び交付方法

神戸市ホームページへ掲載するほか、１．（７）の担当部局で配布する。

6　入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

本件入札の参加希望者は、入札参加申込兼資格審査申請書及びその他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア　提出方法

電子メールで提出すること。提出後は電話で到着確認の連絡を行うこと。

イ　提出期間

令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 12 月４日（金）（神戸市の休日を定める条例（平成３年３月条例第 28 号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）。

ウ　提出先

１．（７）の担当部局

7　入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格の確認

①入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和８年 12 月 11 日（金）までに入札参加資格審査通知書を送付することにより、通知する。なお、神戸市物品等競争入札参加資格の審査申請を新たに行う者については、神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写しが提出され次第、速やかに通知する。

②入札参加資格がないと認定された者には、①の通知書にその理由を付す。

③②の理由を付した①の通知書により通知を受けた者は、その通知を受けた日から７日以内に、書面（任意様式）により入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

④③による理由の説明の請求を受けたときは、その請求を受けた日から７日以内に書面により回答する。

(2) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札への参加を認めない

①落札者の決定日において、入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

②提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8　入札説明会

入札説明会は実施しない。

9　入札説明書等に対する質問

(1)質問受付期間

令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 12 月４日(金)午後５時まで

(2)質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出すること。電話、来訪などよる口頭での質問は受付けない。入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関することを除く）に関する質問については、質問受付後、随時質問者に回答する。落札者決定基準及び仕様書等の質問については、事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者（入札説明書等を受け取った者または入札参加資格審査申請を行った者）全員に一斉回答する。質問受付締切り後は、仕様書の内容その他入札に影響を与える質問には一切回答しない。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとする。

10　入札に参加する者が１者である場合の措置

入札に参加する者が１者であっても、入札を執行するものとする。

11　提案書の提出

(1) 提出期間及び場所

①提出期間

令和８年 12 月 14 日（月）から令和８年 12 月 28 日（月）正午まで

②提出場所

１（７）の担当部局

③提出書類

提案書（様式７）に記載の記入要領に基づき作成すること

④提出部数

提案書 正本１部 副本６部 CD データ１部

(2) 提出方法

持参により提出すること。同一の事業者（関連事業者を含む。）が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提案書の取り扱い及び提案書に関する質問の送付

①必要に応じて入札者に対して、本市から提案書に関する説明を求めることがある。この場合、令和９年１月４日（月）から令和９年１月７日（木）午後５時までに連絡する。提案の説明については、実際にプロジェクトに携わる者（プロジェクトリーダー及び主たるプロジェクトメンバー）が行うこと。なお、上記日時までに連絡がない場合は、説明を求めない。

②本市が指示する場合を除き、提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

③提出された提案書に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

④提案書の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。

⑤提出された書類は、当該入札の終了後も返還しない（但し、期限までに入札辞退届が提出された場合は、提案書・入札書は返却する。）。また、本市は、これらの書類を神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。

⑥本市は提出書類を、当該入札以外の目的で、入札参加者に無断で使用しない。

⑦提案書の提案内容において、提案者名を伏せて審査するため、提案者を特定できない形式で作成すること。

12　提案内容説明会（プレゼンテーション及び質問）

提案書だけではわかりにくい部分を補足するため、提案内容説明会（以下、「説明会」という）を実施する。説明会は非公開とし、本市職員が参加する予定である。内容は、提案書に関するプレゼンテーションを行ったのち質疑を行う予定である。

この説明会は、提案内容について書面だけではわかりにくい部分を補足するために行うものであって、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。また、入札参加者からの質問も認めない。説明を円滑に行うための資料の配布は認めるが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱わない。

なお、説明会に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。また、説明会を辞退することは可能で、辞退したことで失格になることはないが、説明不足等のため、結果として評価上の不利益を受けることはあり得る。

(1) 開催日

令和９年１月８日（金）

(2) 開催場所

神戸市役所又はその付近

(3) 説明者

説明については、実際にプロジェクトに携わる者(プロジェクトリーダー及び主たるプロジェクトメンバー)が出席した上で実施すること。開催時間、開催場所、機材の使用可否、

参加人数の制限及び時間制限等の詳細については、別途通知する

13　入札

(1) 提出書類

入札は所定の入札書及び内訳書をもって行うこと。入札書を封入する封筒については任意のものを使用し、宛名「神戸市長」、入札件名「神戸市地域エネルギー電力供給事業」及び入札者名を記入し押印すること。なお、入札提出書類は以下の通りである。

①入札書及び内訳書（様式８）

代表者または受任者が記名押印した原本１部を封筒に入れ、封緘すること。金額を訂正した場合は訂正印を押印すること。

②委任状（様式２）

代理人の名義で入札書等を提出する場合のみ。代表者の名義の入札書等を別の者が単に持参する場合、委任状は必要ない。

(2) 提出日時

令和８年 12 月 28 日(月) 午後２時

(3) 提出場所

神戸市役所環境局庁舎内（詳細な場所は後日連絡します。）

(4) 提出方法

事前に担当部局に連絡の上、提出場所へ持参すること。

(5) 入札金額について

入札金額は「電力需給業務仕様書」に係る予定購入総額から「余剰電力売却仕様書」に係る予定売却総額を減算した総額とする。内訳書において、各施設の単価及び自己託送電力量を記入することで自動計算される。内訳書の記入においては下記の事項に注意すること。

・内訳書の単価欄に消費税及び地方消費税を含む各施設の単価を記載すること。
・内訳書の別添２及び別添３に、各施設における予定自己託送電力量を記載すること。予定自己託送電力量の合計は別途１の予定売却電力量の総電力量の合計以下とすること。
・消費税及び地方消費税を合わせた税率は 10%を適用すること。
・内訳書の右上欄に事業者名を記載すること。
・余剰電力売却において予定売却総額が下記の予定金額を下回る場合は失格とする。
電力需給業務において予定購入総額が下記の予定金額を上回る場合は失格とする。
なお予定購入総額は環境局施設と水道局施設においてそれぞれ設定されている。

①余剰電力売却の予定金額　　：１，８７０，０００，０００円
②電力需給業務の予定金額（環境局）：２，１４１，０００，０００円
③電力需給業務の予定金額（水道局）：６，３０８，０００，０００円

(6) 入札保証金

神戸市契約規則第７条第２項に基づき、入札保証金は免除とする。

(7) 入札の辞退

入札参加申込兼資格審査申請書を提出した者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式５）を市に提出すること。なお、入札を辞退した者がこれを理由として以後の競争入札において不利益な取り扱いを受けるものではない。

①　提出期限

入札書の提出日時まで。郵送等の場合は、事前に担当部局に電話連絡の上、令和８年 12 月 28 日（月）までに必着のこと。

② 提出場所

神戸市環境局施設課

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①入札書及び提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。

②入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

③入札書に記名及び押印がないとき。

④落札者決定基準における落札者の要件を満たさないとき。

⑤一の入札に対して２通以上の入札書を提出したとき。

⑥代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

⑦入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

⑧本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。

⑨鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。

⑩入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

⑪前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、第２項第１号に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とする。その場合、予定価格の範囲内で「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第 167 条の２に基づく随意契約）。

(9) 入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、原則として提出日に入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。代理人が立会う場合は、委任状を提出すること。なお、当該入札では入札参加者の入札価格が 13.（５）の条件を満たしていることを確認し、満たしていない場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

(10) その他

①入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

②入札参加資格者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額または入札意志についていかなる場合にも相談を行わず、独自に価格を定めなければならない。

③入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札金額を意図的に開示してはならない。

④入札参加者が市に提出した資料等に虚偽の記載をした場合は、当該入札に参加できない。

⑤市は、入札参加者が談合しまたは不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行で

きない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを廃止にすることができる。

⑥入札参加者は、入札公告・入札説明書等を熟読し、遵守すること。

⑦入札参加者は、入札後、法令や入札説明書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることができない。

14　落札者の決定

(1) 落札者決定日

令和９年１月 15 日(金)

(2) 通知方法

落札者決定後に落札者に速やかに通知する。

(3) 落札者の決定方法

別添「落札者決定基準」による。

(4) 入札結果の公表

入札結果は本市のホームページにおいて公表する。

(5) 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

①入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して７日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

②市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 10 日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

15 契約等に係る事項

(1) 契約書

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに環境局施設課で契約書類等を受領し、契約手続きをすること。契約書の作成においては、 本市が有する「委託契約約款」 に基づき、本市と落札者との間で協議を行うものとする。

(2) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、神戸市契約規則（昭和 39 年３月規則第 120 号。）第 25 条、神戸市水道局契約規程（昭和 39 年４月水規程第９号。）第 21 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

16　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨の種類は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本契約にかかる令和９年度神戸市一般会計予算並びに令和９年度神戸市水道事業会計予算及び令和９年度神戸市工業用水道事業会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しないことがあります。